

科学研究費補助金による取得図書取扱要領

(趣旨)

第1 科学研究費補助金により取得した図書の寄付等の取扱いについては、国立大学法人小樽商科大学物品管理規則並びに国立大学法人小樽商科大学科学研究費補助金事務取扱要領によるほか、この要領の定めるところによる。

(取得図書の寄付)

第2 科学研究費補助金により取得した図書は、取得後直ちに附属図書館へ寄付しなければならない。ただし、文部科学大臣又は日本学術振興会に寄付延期承認申請を行い、寄付の延期を予定している図書については、寄付延期承認期間の満了後に寄付するものとする。

(寄付の免除)

第3 分任物品管理役は、科学研究費補助金により取得する図書で、寄付の免除申請があったものについて、以下の事由に該当する場合は、これを許可することができるものとする。

なお、小樽商科大学附属図書館消耗品取扱要領第2条(1)、(2)イ～ニ、(3)、

(4)イ及び(5)イで消耗品と定義しているものについては、寄付の免除申請を省略することができる。

(1) 取得図書の内容が教育・研究上一時的な意義しか有さない等の理由により使用予定期間が研究期間を越えないもの

(2) 教育・研究上における使用頻度が高く物理的減耗が激しいため、研究期間以上の利活用が困難であるもの

(寄付の免除申請)

第4 第3の免除申請は、別紙様式の「科学研究費補助金による取得図書寄付免除申請書」により分任物品管理役あてに提出するものとする。

(許可書の交付)

第5 分任物品管理役は、第3により寄付の免除をしたときは、「科学研究費補助金による取得図書 寄付免除許可書」により通知するものとする。

(現品確認)

第6 分任物品管理役は、必要と認めるときは、寄付免除した図書の現品を確認することができるものとする。

(許可の取消)

第7 分任物品管理役は、寄付免除申請者がこの取扱いに違反したときは、許可を取消することができるものとする。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年7月28日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年5月17日から施行する。